議案第９４号

大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成２７年１２月７日提出

大田原市長　津 久 井　富　雄

大田原市民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１６年法律第１４９号）第７条第１項の規定に基づき、条例等の規定により民間事業者等が行う書面等の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面等の保存等に係る負担の軽減等を通じて市民の利便性の向上を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　民間事業者等　条例等の規定により書面等又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア　国の機関

イ　地方公共団体及びその機関

⑵　条例等　条例及び規則等をいう。

⑶　規則等　規則（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第２項に規定する規程を含む。）、議会の規程、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する企業管理規程及びその他の規程をいう。

⑷　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

⑸　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

⑹　保存　民間事業者等が、書面等又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。

⑺　作成　民間事業者等が書面等又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。

⑻　署名等　署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

⑼　縦覧等　民間事業者等が、書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

⑽　交付等　民間事業者等が、書面等又は電磁的記録に記録されている事項を交付、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、大田原市行政手続等における情報

通信の技術の利用に関する条例（平成２６年条例第２５号）第２条第８号に掲げる申請等として行うものを除く。

⑾　保存等　保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

⑿　市の機関　市の執行機関（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２編第７章に基づいて設置される市の執行機関をいう。）、大田原市水道事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第７１号）第５条第２項の規定により置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

（電磁的記録による保存）

第３条　民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面等により行わなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、書面等の保存に代えて当該書面等にかかる電磁的記録の保存を行うことができる。

２　前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面等により行わなければならないとした保存に関する条例等で規定する書面等により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第４条　民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面等により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面等又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているもの。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、書面等の作成に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

２　前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面等により行わなければならないとした作成に関する条例等で規定する書面等により行われたとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

３　第１項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置をもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第５条　民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行わなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧を行うことができる。

２　前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等で規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による交付等）

第６条　民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面

等により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面等又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存しなければならないとされているもの。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等の交付等に代えて電磁的方法により当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

２　前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面等により行わなければならないとした交付等に関する条例等で規定する書面等により行われたとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

（立入検査等における取扱い）

第７条　市の機関又はその職員が、他の条例等の規定により立入検査等を行う場合においては、当該条例等で規定する立入検査等に係る書面等に、当該書面等の作成又は保存に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録が含まれるものとみなして、当該条例等の規定を適用する。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。